

電話等の診療の報告（届出）について（東京都版）

【概要】

- ・ 電話（音声通話）による診療は初診・再診を問わず届出不要
- ・ 国民に対し、電話での診療が可能な医療機関を広報するための調査を実施
- ・ 調査は2種類

【解説】（質疑応答形式）

○電話診療をするためには届出や報告が完了しなければ開始できないのか？
電話診療を優先させてください。報告は後でも構いません。オンライン診療をする場合には厚生局への届出が必要です。

○届出不要なら何のために報告するのか？

電話での診療に対応可能な医療機関を広く広報するためです。この資料執筆時点で公表方法は不明です。

○毎月報告するのか？

報告書は以下の2種類あります。

- 1) 電話診療が可能である事の報告
- 2) TEL診／オン診の初診患者の報告

1) は1回のみでの報告。

2) は毎月報告（毎月第2金曜日が締め切り）

○報告方法は

所定の書式を用いて報告します

- 1) 電話診療が可能である事の報告

下記の書式をメールで東京都に直接報告します（医師会を通しません）

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/onlineshinryo/jyokyohoukoku.files/online-syousahyo.xlsx

- 2) TEL診／オン診の初診患者の報告

こちらの報告方法は執筆時点では未定です

○報告先は？

1) 電話診療が可能である事の報告

宛先：東京都福祉保健局 医療政策部 医療政策課 医療改革推進担当

メールアドレス：S0000298@section.metro.tokyo.jp

電話：03-5320-4448

2) TEL 診／オン診の初診患者の報告

こちらの報告方法は執筆時点では未定です

○提出期限は？

1) 電話診療が可能である事の報告

執筆時点では当面の間。

2) TEL 診／オン診の初診患者の報告

○必ず報告する必要があるか？

電話による診療に対応する予定が無ければ報告は不要です。対応可能になった時点で報告してください。

○その他

「ひまわり」には各医療機関で直接修正をお願いします。修正のための ID・PW は各医療機関に割り振られていると思います。

・ホームページ「ひまわり」の医療機関検索サービス

ホームページ、スマートフォン

<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

携帯電話

<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/>

【留意事項】

※あくまでも東京都の対応です。報告方法は他道府県では異なります

※通知を元に細谷が解釈している内容です。公式な疑義解釈ではありません

※いずれも COVID-19 に対する時限措置

※感染拡大の収束がなければ3ヶ月毎に見直し

※収束したと判断された段階で対面診療を行う

※誤解を恐れずに解説すると以下のとおり

・電話等による診療＝音声通話

・オンライン診療＝テレビ電話